

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第1章 総 則	第1章 総 則
(災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続)	(災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続)
2の3—1 法第2条の3第1項((災害による期限の延長))の規定に基づく災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続は、次による。	2の3—1 法第2条の3第1項((災害による期限の延長))の規定に基づく災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続は、次による。
(1)～(4) (省略)	(1)～(4) (同左)
(5) 関税の納期限延長における法定納期限（延滞税の起算日）は、輸入許可の日（又は輸入許可を受けた日の属する月の末日の翌日）から3月以内の日であるが法第2条の3第1項の規定により納付の期限が延長された場合には、当該法定納期限が延長後の期限まで延長されることから、延滞税は発生しないので留意する。	(5) 関税の納期限延長における法定納期限（延滞税の起算日）は、輸入許可の日（又は輸入許可を受けた日の属する月の末日の翌日）から3月以内の日であるが法第2条の3第1項の規定により納付の期限が延長された場合には、当該法定納期限が延長後の期限まで延長されることから、延滞税は発生しないので留意する。
また、更正、決定、賦課決定及び納付通知の場合については、輸入許可の日（輸入許可前引取承認の場合は、当該承認の日）が法定納期限であるが、具体的納期限（納付の期限）が特定災害が発生した日以降に到来するものについては、法第12条第7項第2号の規定により、当該具体的納期限から延長後の期限の間の延滞税は免除されることとなるので留意する。	また、更正、決定、賦課決定及び納付通知の場合については、輸入許可の日（輸入許可前引取承認の場合は、当該承認の日）が法定納期限であるが、具体的納期限（納付の期限）が特定災害が発生した日以降に到来するものについては、法第12条第9項((災害による期限の延長に係る延滞税の免除))の規定により、当該具体的納期限から延長後の期限の間の延滞税は免除されることとなるので留意する。
第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付
第2節 申告納税方式による関税の確定	第2節 申告納税方式による関税の確定
(特例輸入者の承認申請手続)	(特例輸入者の承認申請手続)
7の2—5 法第7条の2第1項の規定に基づく承認（以下「特例輸入者の承認」という。）の申請（以下この項から後記7の2—6までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」(C—9000)（以下この項から後記7の2—7までにおいて「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する担当部門（以下「特例輸入担当部門」という。）に提出することにより行う。	7の2—5 法第7条の2第1項の規定に基づく承認（以下「特例輸入者の承認」という。）の申請（以下この項から後記7の2—6までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」(C—9000)（以下この項から後記7の2—7までにおいて「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する担当部門（以下「特例輸入担当部門」という。）に提出することにより行う。
ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記7の13—1までにおいて「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記7の13—1までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をいう。以下この項から後記7の13—1までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担	ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記7の13—1までにおいて「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記7の13—1までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をいう。以下この項から後記7の13—1までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>当部門は、当該承認申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p>	<p>当部門は、当該承認申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p>
<p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p>	<p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p>
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第4条の5第1項第3号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第67条の3第1項第1号の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することができる。</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第4条の5第1項第3号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第67条の3第1項第1号の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することができる。</p>
<p>イ～ヘ (省略)</p> <p>ト 直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況（後記<u>7の8-1の(3)のイ</u>の①から⑤までに掲げる格付機関から格付を取得している法人にあっては、当該格付に関する資料を含む。）</p>	<p>イ～ヘ (同左)</p> <p>ト 直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況（後記<u>7の8-1の(1)のハの(1)</u>の①から⑤までに掲げる格付機関から格付を取得している法人にあっては、当該格付に関する資料を含む。）</p>
<p>チ～ヲ (省略)</p>	<p>チ～ヲ (同左)</p>
<p>(3) (省略)</p>	<p>(3) (同左)</p>
<p>（承認申請手続等）</p>	<p>（承認申請手続等）</p>
<p>7の9—2 特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の承認申請手続等については、次による。</p>	<p>7の9—2 特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の承認申請手続等については、次による。</p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p>
<p>(2) 承認申請書の記載事項</p>	<p>(2) 承認申請書の記載事項</p>
<p>規則<u>第1条の4</u>において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成10年3月31日大蔵省令第43号）（以下この節において単に「電子帳簿保存法施行規則」という。）第5条第1項第7号に規定する「その他参考となるべき事項」としては、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の有無、承認を受けている場合にはその承認を受けた年月日等、承認を受けた主な国税関係帳簿書類の種類名称、承認した所轄税務署長等及び過去1年以内の承認の取消しの有無を記載させる。</p>	<p>規則<u>第1条の3</u>において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成10年3月31日大蔵省令第43号）（以下この節において単に「電子帳簿保存法施行規則」という。）第5条第1項第7号に規定する「その他参考となるべき事項」としては、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の有無、承認を受けている場合にはその承認を受けた年月日等、承認を受けた主な国税関係帳簿書類の種類名称、承認した所轄税務署長等及び過去1年以内の承認の取消しの有無を記載させる。</p>
<p>(3)～(6) (省略)</p>	<p>(3)～(6) (同左)</p>
<p>（承継の承認手続等）</p>	<p>（承継の承認手続等）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>7の13—1 法第7条の13において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく特例輸入者承認の承継の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 特例輸入者承認の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書」（C—9060）（以下この項において「承継の承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を担当税関の特例輸入担当部門に提出することにより行わせるものとする。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>(2) 承継の承認申請書については、前記7の2—5(1)に規定する書類及び7の2—5(2)本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類を添付させ、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併若しくは分割又は業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法（平成17年法律第86号）第467条）、吸収合併契約（会社法第749条第1項）、新設合併契約（会社法第753条第1項）、吸収分割契約（会社法第758条）、新設分割計画（会社法第763条）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により設立される法人又は業務を譲り受けた法人にあっては、登記内容に変更が生じる場合には、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。</p> <p>(3) 令第4条の15第2項において準用する令第39条の2第1項第2号に規定する「相続があつた年月日」とは、被相続人の死亡日をいい、令第4条の15第2項において準用する令第39条の2第2項第3号に規定する「合併若しくは分割又は特例輸入者に係る貨物の輸入の業務の譲渡し」が予定されている年月日」とは、吸収合併契約若しくは吸収分割契約若しくは業務の譲渡に係る契約に係る書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。</p> <p>(4) 合併等に係る承継の承認申請は、前記(3)に規定する効力発生日又は登記（成立）予定日以前に行わせるものとし、当該申請の申請者は、以下のとおりとする。</p> <p>イ 合併の場合には、合併しようとする法人の連名</p> <p>ロ 分割の場合には、分割しようとする法人と、分割後当該承認の承継</p>	<p>7の13—1 法第7条の13に規定する特例輸入者承認の承継の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 特例輸入者承認の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者等の承認・認定の承継の承認申請書」（C—9060）（以下この項において「承継の承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）担当税関の特例輸入担当部門に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>(2) 承継の承認申請書については、前記7の2—5(2)本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類を添付させる。なお、必要と認める場合には、相続人については、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、法人については、合併又は分割することが確実であると認められる書類（例えば、吸収合併契約（会社法（平成17年法律第86号）第749条第1項）、新設合併契約（会社法第753条第1項）、吸収分割契約（会社法第758条）、新設分割計画（会社法第763条）等に係る書面の写し。）を提出させるものとする。また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人にあっては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。</p> <p>(3) 令第4条の15第2項において準用する令第39条の2第1項第2号に規定する「相続があつた年月日」とは、被相続人の死亡日をいい、令第4条の15第2項において準用する令第39条の2第2項第3号に規定する「合併又は分割が予定されている年月日」とは、吸収合併契約若しくは吸収分割契約に係る書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。</p> <p>(4) 合併又は分割に係る承継の承認申請は、前記(3)に規定する効力発生日又は成立日以前に行わせるものとし、合併の場合には合併しようとする法人の連名により、分割の場合には分割しようとする法人と分割後当該特例輸入者に係る特例申告貨物の輸入の業務を承継しようとする法人の連名により申請を行わせるものとする。ただし、吸収合併契約、新設合</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を受けようとする既存の法人がある場合には当該既存の法人の連名 ハ 業務の譲渡しの場合には、当該業務を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者の連名</p>	<p>併契約、吸收分割契約、新設分割計画等に係る書面の写しにより合併又は分割に係る法人間の関係が明らかである場合には、当該合併又は分割に係る一の法人の名をもつて申請を行わせて差し支えない。</p>
<p>(5) 上記(4)に規定する申請については、上記(2)に規定する合併等が確実であると認められる書類により、これらの者の間の関係が明らかである場合には、当該合併等に係る一の者の名をもつて申請を行わせて差し支えない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>(6) 特例輸入者間の合併等の場合で各々の担当税関が異なる場合、承継の承認申請書を提出する担当税関は、原則として、合併等の後における主たる貿易業務を行う予定の事業所の所在地を管轄する担当税関とする。</p>	<p>(5) 特例輸入者間の合併又は分割の場合で各々の担当税関が異なる場合、承継の承認申請書を提出する担当税関は、原則として、合併又は分割後における主たる貿易業務を行う予定の事業所の所在地を管轄する担当税関とする。</p>
<p>(7) 会社法第2条第26号に規定する組織変更を行う場合には、本項に規定する承継の承認申請手続によらず、前記7の2—8に規定する承認内容の変更手続によることに留意すること。</p>	<p>(6) 会社法第2条第26号に規定する組織変更等会社の種類を変更する場合は、法第7条の13で準用する法第48条の2の規定による承継はできないので留意すること。</p>
<p>(8) (省略)</p>	<p>なお、法人である特例輸入者が会社の種類を変更した後も引き続き特例輸入者の承認を受けようとする場合は、関税定率法基本通達13—22に規定する組織変更等会社の種類を変更する場合に準じて取り扱うこととする。この場合において「製造工場」とあるのは「特例輸入者」と読み替えるものとする。</p>
<p>(修正申告書の受理及び審査)</p>	<p>(7) (同左)</p>
<p>7の14—3 修正申告書の受理及び審査に関する取扱いは、次による。</p>	<p>(修正申告書の受理及び審査)</p>
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 修正申告書の審査が終了したときは、輸入（納税）申告書等原本の「税関記入欄」に修正申告書の申告番号及び申告年月日を記載するとともに、修正申告書に添付された納付書につき前記7—6（輸入（納税）申告書の受理及び審査）の(2)と同様の処理を行う。また、納税された場合には、修正申告書の「収納」欄に収納印（C—5000）を押なつす。なお、関税法第6条の3の規定に基づき郵送等により提出された場合における修正申告をした日は、郵送等により提出された郵便物等の通信日付印により表示された日となるので留意すること。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>7の14—3 修正申告書の受理及び審査に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 修正申告書の審査が終了したときは、輸入（納税）申告書等原本の「税関記入欄」に修正申告書の申告番号及び申告年月日を記載するとともに、修正申告書に添付された納付書につき前記7—6（輸入（納税）申告書の受理及び審査）の(2)と同様の処理を行う。なお、納税された場合には、修正申告書の「収納」欄に収納印（C—5000）を押なつす。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>第4節 関税の納付及び徴収</p>	<p>第4節 関税の納付及び徴収</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（延滞税の免除の手続等）</p> <p>12—3 <u>延滞税の免除に関する手続等については、次による。</u></p> <p><u>(1) 法第12条第6項の規定により延滞税を免除する場合</u></p> <p>イ 令第9条第1項の規定により延滞税の免除に関する確認を受けようとする場合には、「延滞税免除申請書」(C—1150) 2通（原本、確認書用）を提出させ、確認したときは、うち1通にその旨を記載して申請者に交付する。</p> <p>ロ 法第12条第6項の規定による延滞税の免除をしない場合には、更正通知書、決定通知書、賦課決定通知書又は再賦課決定通知書の「延滞税」欄の免除に関する欄を<u>抹消</u>する。</p> <p>ハ 法第12条第6項の規定により延滞税を免除する場合には、更正通知書、賦課決定通知書又は再賦課決定通知書の「関税法第12条第6項による免除」欄を○で囲むことにより同項の確認を行う。</p> <p><u>(2) 法第12条第8項（同項第3号イを除く。）の規定により延滞税を免除する場合又は法第12条第7項ただし書の規定により延滞税を免除しない場合</u></p> <p>「延滞税免除通知書」(C—1151)により延滞税を免除する旨又は免除しない旨を納税義務者等に通知する。なお、同項ただし書の規定により延滞税を免除しない場合には、延滞税免除通知書に後記89—5(3)イの書面を添付するものとする。</p> <p>（延滞税に係る「やむを得ない理由」の取扱い）</p> <p>12—4 法第12条第6項に規定する「やむを得ない理由により税額等に誤りがあったため」とは、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p><u>(換価の猶予による延滞税の免除に関する用語の意義及び取扱い)</u></p> <p>12—5 法第12条第8項第1号に規定する用語の意義及び取扱いは、次による。</p> <p><u>(1) 同号かっこ書の「やむを得ない理由」には、納税義務者の故意又は重大な過失による理由は含まない。</u></p> <p><u>(2) 同号の「納付が困難と認められる金額」とは、換価の猶予に係る関税の延滞税のうち、その徴収をしようとする時において納付することができないと認められる延滞税の額をいう。</u></p> <p><u>(3) 同号イの「納税義務者の財産の状況が著しく不良」とは、納税義務者が債務超過に準ずる状態に至った場合をいう。</u></p>	<p>（延滞税の免除の手続等）</p> <p>12—3 <u>法第12条第6項《延滞税の免除》の規定による延滞税の免除に関する手続等については、次による。</u></p> <p><u>(1) 令第9条第1項《延滞税の免除申請》の規定により延滞税の免除に関する確認を受けようとする場合には、「延滞税免除申請書」(C—1150) 2通（原本、確認書用）を提出させ、確認したときは、うち1通にその旨を記載して申請者に交付する。</u></p> <p><u>(2) 法第12条第6項の規定による延滞税の免除をしない場合には、更正通知書、決定通知書、賦課決定通知書又は再賦課決定通知書の「延滞税」欄の免除に関する欄を<u>まつ消</u>する。</u></p> <p><u>(3) 法第12条第6項の規定により延滞税を免除する場合には、更正通知書、賦課決定通知書又は再賦課決定通知書の「関税法第12条第6項による免除」欄を○で囲むことにより同項の確認を行う。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>（延滞税に係る「やむを得ない理由」の取扱い）</p> <p>12—4 法第12条第6項《延滞税の免除》に規程する「やむを得ない理由により税額等に誤りがあったため」とは、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4) 同号イの「その軽減又は免除がされたとき」とは、猶予をした期間の始期において、納税義務者の財産の状況が著しく不良であって、そのままの状態では事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その状態に陥ることを避けるために、納期又は弁済期の到来した関税以外の公課及び私債権の元本又は利息につき相当額の軽減又は免除がされたときをいう。</p> <p>(5) 同号ロの「延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき」とは、猶予に係る関税について、不要不急の資産の処分、経費の節減等の相当の努力をしたにもかかわらず、おおむね次に掲げる場合（納税義務者の故意又は重大な過失によるものを除く。）に該当するため、その関税に係る延滞税の納付が困難となっていると認められる場合をいう。</p> <p>イ 納税義務者につき猶予該当事実がある場合</p> <p>ロ 納税義務者が財産の大部分につき強制執行、担保権の実行としての競売、仮差押え等がされているため、納付資金の調達が著しく困難になっている場合</p> <p>ハ 納税義務者が所有する財産が事業の継続又は生活の維持に必要最小限のもの以外になく、また、所得が少額で納付資金の調達が著しく困難になっていると認められる場合</p> <p>(6) 同号イ又はロに該当するかどうかの判定は、免除しようとする時における納税義務者の状況により行う。</p> <p>（差押え等による延滞税の免除に関する用語の意義及び取扱い）</p> <p>12—6 法第12条第8項第2号に規定する用語の意義及び取扱いは、次による。</p> <p>(1) 同号の「滞納に係る関税の全額を徴収するために必要な財産」とは、差し押さえた財産から関税を徴収できる額（処分予定価額を基に算定する。）が差押え（国税徴収法第86条の規定による参加差押えを含む。）に係る関税の額以上と判定できる財産をいう。この場合において、その関税につき国税徴収法第24条第3項（譲渡担保権者の物的納税責任）に規定する譲渡担保権又は同法第41条第1項（人格のない社団等に係る第二次納税義務）に規定する第二次納税義務者の財産を差し押さえているときは、その財産から徴収できる額も含めてその関税の額以上かどうかの判定をする。</p> <p>(2) 同号の「納付すべき税額に相当する担保」とは、その担保財産の価額（担保が保証人の保証の場合は、その保証人の資力）が担保提供に係る関税の額以上である担保をいう。この場合における関税の額には、未確</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>定の延滞税（同条第7項又は第8項（同項第2号を除く。）の規定により免除される延滞税の額を除く。）及びその担保の処分に要する費用の額を含む（下記(3)において同じ。）。</p> <p>(3) 同号の規定により免除する延滞税は、差し押された財産又は提供された担保の額がその差押え等に係る関税の額以上と判定できる期間に対応する延滞税に限る。</p> <p>（災害により関税を納付できない事由が生じた場合の延滞税の免除に関する用語の意義）</p> <p>12-7 法第12条第8項第3号に規定する用語の意義は次による。</p> <p>(1) 同号の「その他これらに類する災害」とは、豪雪、津波、落雷、地滑りその他自然現象の異変による災害をいう。</p> <p>(2) 同号の「納付することができない事由」とは、災害により、社会通念上、納付の行為ができないと認められる事情をいい、災害に起因して資金不足が生じたため納付ができない場合は含まれない。</p> <p>(3) 令第9条第3項の「その他の人為による異常な災害又は事故」とは、ガス爆発、交通の途絶、飛行機の墜落、船舶の沈没等をいう。</p> <p>(4) 令第9条第3項の「申告をすることができず、又は関税を納付することができない場合」とは、上記(2)に準ずる。</p> <p>（人為による異常な災害又は事故による延滞税の免除の取扱い）</p> <p>12-8 前記12-7(3)に掲げるほか、税関職員の誤った教示等（納税義務者が信頼したものに限る。）その他の申告又は納付について生じた人為による障害（以下「人為による納税の障害」という。）は令第9条第3項に規定する「人為による異常な災害又は事故」に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1) 誤った教示等の場合</p> <p>イ 要件（次のいずれにも該当すること）</p> <p>(1) 税関職員が納税義務者から十分な資料の提出があったにもかかわらず、納税申告に関する法その他関税に関する法律の解釈又は取扱いについて誤った教示等を行い、かつ、納税義務者がその誤った教示等を信頼したことにより、納付すべき税額の全部又は一部につき申告又は納付することができなかつたこと。</p> <p>（注）納税義務者の誤った法その他関税に関する法律の解釈に基づいてされた申告等につき、事後調査の際、当該誤りを指摘しなかつたというだけでは、誤った教示等に当たらない。</p> <p>(ロ) 紳税義務者がその誤った教示等を信じたことにつき、納税義務</p>	
	(新規)
	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>者の責めに帰すべき事由がないこと。この事由の認定に当たっては、教示等を行った時の状況、誤った教示等の内容及びその程度等を総合して判断することに留意すること。</p>	
<p>口 期間 <u>その誤った教示等をした日（その日が法定納期限以前のときは法定納期限の翌日とする。）から、納税義務者が誤った教示等であることを知った日（そのことを郵便により通知したときは、通常送達される認められる日とする。）以後7日を経過した日までの期間</u></p>	
<p>(2) 納税申告後における法令解釈の明確化等の場合</p>	
<p>イ 要件（次のいずれにも該当すること） (1) 法その他関税に関する法律の解釈に関し、納税申告後に法令解釈が明確化されたことにより、その法令解釈と納税義務者の解釈とが異なることとなった場合において、当該法令解釈により既に納税申告又は納付された税額に追加して納付することとなったこと。 (注)法その他関税に関する法律の不知若しくは誤解又は事実誤認に基づくものはこれに当たらない。</p>	
<p>(ロ) その納税義務者の解釈について相当の理由があると認められること。</p>	
<p>口 期間 <u>その法定納期限の翌日から当該法令解釈について納税義務者が知り得ることとなった日以後7日を経過した日までの期間</u></p>	
<p>(3) 振替納付に係る納付書の送付漏れ等の場合</p>	
<p>イ 要件 <u>納税義務者から口座振替納付に係る納付書の送付依頼がされている関税について、その関税に係る納付書を指定の金融機関へ送付しなかったこと、その納付書を過少に誤記したこと又は過大に誤記したこと（このため預金不足を生じ振替不能となったものに限る。）により、納付すべき税額の全部または一部につき納付することができなかったこと。</u></p>	
<p>口 期間 <u>その振替納付に係る納期限の翌日から納税義務者が振替納付がされなかったこと又は過少にされたことを知った日以後7日を経過した日までの期間</u></p>	
<p>(4) その他類似事由の場合</p>	
<p>イ 要件（次のいずれにも該当すること） (1) 上記(1)から(3)までに掲げる場合のほか、これらに類する人為に</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>による納税障害により納付すべき税額の全部又は一部につき申告又は納付することができなかつたこと。</p> <p>(口) その人為による納税の障害が生じたことにつき納税義務者の責めに帰すべき理由がないこと。</p> <p>口 期間 その人為による納税の障害の生じた日（その日が法定納期限以前のときは法定納期限の翌日とする。）から納税義務者がその人為による納税の障害の消滅を知った日以後7日を経過した日までの期間</p> <p>（第二次納税義務者等の延滞税の免除）</p> <p>12—9 第二次納税義務者（国税徴収法第41条第1項（人格のない社団等に係る第二次納税義務）に規定する第二次納税義務者を除く。）又は保証人について、法第12条第6項から第8項の規定に準じて免除することができる。</p> <p>（延滞税の期間計算の特例規定の取扱い）</p> <p>12—10 法第12条第10項の規定（以下この項において「特例規定」という。）に係る取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	
第4章 保税地域	第4章 保税地域
第3節 保税蔵置場	第3節 保税蔵置場
<p>（許可の承継の承認手続等）</p> <p>48の2—1 令第39条の2の規定に基づく保税蔵置場の許可の承継の承認申請手続等は、次による。</p> <p>(1) 許可の承継の承認申請は、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認申請書」(C—3195)1通（税関支署を経由する場合には、2通）を税関に提出することにより行わせるものとする。なお、税関においてこれを認めたときは、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認書」(C—3196)を交付するものとし、承認しないこととしたときは、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の不承認通知書」(C—3197)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(2) 令第39条の2第3項に規定する許可の承継の承認申請書に添付する</p>	<p>（許可の承継の承認手続等）</p> <p>48の2—1 令第39条の2の規定に基づく保税蔵置場の許可の承継の承認申請手続等は、次による。</p> <p>(1) 許可の承継の承認申請は、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認申請書」(C—3195)1通（税関支署を経由する場合には、2通）を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関においてこれを認めたときは、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認書」(C—3196)を交付するものとし、承認しないこととしたときは、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の不承認通知書」(C—3197)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(2) 令第39条の2第3項に規定する許可の承継の承認申請書に添付する</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>書類の取扱いについては、次による。</p> <p>イ 「信用状況を証するに足りる書類」は、前記42—8の(1)のイに準じるものとする。</p> <p>ロ 「その他参考となるべき書類」は、承継に係る保税蔵置場の許可の際に提出された前記42—8の(2)に掲げる書類のうち、内容に変更があるものについて提出させるほか、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併若しくは分割又は保税蔵置場の業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、<u>業務の譲渡に係る契約（会社法第467条）、吸收合併契約（会社法第749条第1項）、新設合併契約（会社法第753条第1項）、吸收分割契約（会社法第758条）、新設分割計画（会社法第763条）に係る書面の写し。</u>）を提出させるものとする。</p> <p>なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、<u>分割により設立される法人又は当該業務を譲り受けける法人（登記内容に変更が生じた場合に限る。）</u>にあっては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。</p> <p>(3) 令第39条の2第1項第2号に規定する「相続があった年月日」とは、被相続人の死亡日をいい、令第39条の2第2項第3号に規定する「合併若しくは分割又は当該保税蔵置場の業務の譲渡しが予定されている年月日」とは、吸收合併契約若しくは吸收分割契約又は業務の譲渡に係る契約に関する書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。</p> <p>(4) <u>合併等に係る許可の承継の承認の申請は、上記(3)に規定する効力発生日又は登記（成立）予定日以前に行わせるものとし、当該申請の申請者は、以下のとおりとする。</u></p> <p>イ <u>合併の場合には、合併しようとする法人の連名</u></p> <p>ロ <u>分割の場合には、分割しようとする法人と、分割後当該許可の承継を受けようとする既存の法人がある場合には当該既存の法人の連名</u></p> <p>ハ <u>保税蔵置場の業務の譲渡しの場合には、当該業務を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者の連名</u></p> <p>(5) <u>上記(4)に規定する申請については、上記(2)に規定する合併等が確実であると認められる書類により、これらの者の間の関係が明らかである場合には、当該合併等に係る一の者の名をもって申請を行わせて差し支えない。</u></p> <p>(6) <u>保税蔵置場の許可の承継の承認を受けようとする者（相続人又は合併若しくは分割しようとする法人又は保税蔵置場の業務を譲り渡そうとす</u></p>	<p>書類の取扱いについては、次による。</p> <p>イ 「信用状況を証するに足りる書類」は、前記42—8（<u>許可申請書の添付書類の取扱い</u>）の(1)のイに準じるものとする。</p> <p>ロ 「その他参考となるべき書類」は、承継に係る保税蔵置場の許可の際に提出された前記42—8の(2)に掲げる書類のうち、内容に変更があるものについて提出させるほか、<u>税関長が必要と認める場合には、相続人については、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、法人については、合併又は分割することが確実であると認められる書類（例えば、吸收合併契約（会社法第749条第1項）、新設合併契約（会社法第753条第1項）、吸收分割契約（会社法第758条）、新設分割計画（会社法第763条）等に係る書面の写し）</u>を提出させるものとする。</p> <p>なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により新設される法人にあっては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。</p> <p>(3) 令第39条の2第1項第1号《<u>相続年月日</u>》に規定する「相続があつた年月日」とは、被相続人の死亡日をいい、令第39条の2第2項第3号《<u>合併又は分割予定年月日</u>》に規定する「合併又は分割が予定されている年月日」とは、吸收合併契約若しくは吸收分割契約に係る書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。</p> <p>(4) <u>合併又は分割に係る許可の承継の承認の申請は、上記(3)に規定する効力発生日又は成立日以前に行わせるものとし、合併の場合には合併しようとする法人の連名により、分割の場合には分割しようとする法人と分割後当該許可の承継をしようとする法人の連名により申請を行わせるものとする。ただし、上記(2)のロに規定する合併又は分割することが確実であると認められる書類により当該法人間の関係が明らかである場合には、当該合併又は分割に係る一の法人の名をもって申請を行わせて差し支えない。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(5) <u>保税蔵置場の許可の承継の承認を受けようとする者（相続人又は合併若しくは分割しようとする法人）が同一税関管轄内に複数の保税蔵置場</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る者)が同一税関管轄内に複数の保税蔵置場の許可を有する場合で、これら複数の保税蔵置場の全部又は一部につき許可の承継の承認の申請を行おうとする場合には、承継に係る保税蔵置場につき一括して上記(1)の申請を行わせて差し支えない。</p>	<p>の許可を有する場合で、これら複数の保税蔵置場の全部又は一部につき許可の承継の承認の申請を行おうとする場合には、承継に係る保税蔵置場につき一括して上記(1)の申請を行わせて差し支えない。</p>
<p>なお、この場合において、承認申請書に添付する書類の提出部数は、保税蔵置場ごとに内容が異なる場合を除き1部とする。</p>	<p>なお、この場合において、承認申請書に添付する書類の提出部数は、保税蔵置場ごとに内容が異なる場合を除き1部とする。</p>
<p><u>(7) 保税蔵置場の被許可者が、会社法第2条第26号に規定する組織変更を行う場合には、法第48条の2の規定に基づく承継の承認は要しないが、許可を受けた税関長に対して届出を行うものとする。</u></p>	<p><u>(6) 会社法第2条第26号に規定する組織変更等会社の種類を変更する場合は、法第48条の2の規定による承継はできないので留意すること。</u> <u>なお、法人である保税蔵置場の被許可者が会社の種類を変更した後も引き続き保税蔵置場の許可を受けようとする場合は、関税定率法基本通達13—22（法人の合併等の取扱い）に規定する組織変更等会社の種類を変更する場合に準じて取り扱うこととする。この場合において「製造工場」とあるのは「保税蔵置場」と、「承認」とあるのは「許可」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(許可の承継に係る公告) 48の2—5 法第48条の2第6項の規定による保税蔵置場の許可の承継の公告は、次の内容につき行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>承継を受けた者の氏名又は名称及び住所</u> (2) (省略) (3) 承継前に許可を受けていた者の<u>氏名又は名称及び住所</u> (4)及び(5) (省略) 	<p>(許可の承継に係る公告) 48の2—5 法第48条の2第6項<u>《許可の承継の公告》</u>の規定による保税蔵置場の許可の承継の公告は、次の内容につき行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>承継人又は合併後の法人の住所及び氏名又は名称</u> (2) (同左) (3) 承継前に許可を受けていた者の<u>住所及び氏名又は名称</u> (4)及び(5) (同左)
<p>(承認等の通知) 50—5 令第42条第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者への通知は、「特定保税承認者承認書」(C—9011—1又はC—9011—2)又は「特定保税承認者不承認通知書」(C—9021)（以下この節において「承認書等」という。）を交付することにより行うこととする。 <p>なお、<u>当該承認書を交付するときは、「特定保税承認者承認期間通知書」(C—9016)をあわせて交付するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (2) (省略) 	<p>(承認等の通知) 50—5 令第42条第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者への通知は、「特定保税承認者承認書」(C—9011—1又はC—9011—2)又は「特定保税承認者不承認通知書」(C—9021)（以下この節において「承認書等」という。）を交付することにより行うこととする。 <p>なお、<u>当該承認書には、承認を開始する日及び承認の有効期間(8年間)を付記した上で通知するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (2) (同左)
<p>(承継の承認申請手続等) 55—1 法第55条において準用する法第48条の2第1項から<u>第5項</u>までの規定に基づく特定保税承認者の承認を承継する場合の<u>承認申請手続の取扱</u></p>	<p>(承継の承認申請手続等) 55—1 法第55条において準用する法第48条の2第1項から<u>第4項</u>までの規定に基づく特定保税承認者の承認を承継する場合の<u>承認の申請について</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>いは、次による。</p> <p>(1) <u>特定保税承認者の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者等の承認・認定の承継の承認申請書」（C-9060）（以下この項において「承継の承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を担当税関の本関の担当部門に提出することにより行わせるものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承継の承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その承継の承認申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>なお、<u>特定保税承認者間の合併若しくは分割又は承認取得者に係る保税蔵置場の業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合で、各々の担当税関が異なる場合、承継の承認申請書を提出する担当税関は、原則として、合併等の後における主たる貨物管理業務を行う予定の事業所の所在地を管轄する担当税関とする。</u></p> <p>(2) <u>承継の承認申請書の添付書類については、前記50-3(1)の規定並びに7の2-5(2)のイからニまで、チ及びルの規定に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の(2)チ中「輸入業務に携わる担当者（特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）2(1)②に規定する担当者をいう。）」とあるのは「支配人その他の主要な従業者」と、同項の(2)ル中「輸入貨物の管理を申請者以外の者に」とあるのは「自らの貨物管理の一部について業務を」と、「その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名」とあるのは「その者の氏名又は名称、住所又は居所、責任者の氏名及び業務委託に関する契約の内容等」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(3) <u>令第44条の2第2項において準用する令第39条の2第3項に規定する「信用状況を証するに足りる書類」とは、前記42-8(1)イに準じるものとし、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併等の場合は、合併等が確実であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法第467条）、吸収合併契約（会社法第749条第1項）、新設合併契約（会社法第753条第1項）、吸収分割契約（会社法第758条）、新設分割計画（会社法第763条）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。</u></p> <p>また、<u>合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は承認取得者に係る保税蔵置場の業務を譲り受ける法人（登記内容に変更が生じた場合に限る。）にあっては、登記後</u></p>	<p>は、前記7の13-1(2)を除く。）に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の(1)中「特例申告担当統括官」とあるのは「担当部門」と、同項の(5)中「貿易業務」とあるのは「貨物管理業務」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、<u>特定保税承認者の承認の承継申請における添付書類は、令第44条の2第2項において準用する令第39条の2第3項に規定する「信用状況を証するに足りる書類その他参考となるべき書類」として、前記50-2(2)本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類を添付するとともに、必要と認める場合には、相続人については、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、法人については、合併又は分割することが確実であると認められる書類（例えば、吸収合併契約（会社法第749条第1項）、新設合併契約（会社法第753条第1項）、吸収分割契約（会社法第758条）、申請分割計画（会社法第763条）等に係る書面の写し）を提出するものとする。また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人にあっては、登記後速やかに登記事項証明書を提出するものとする。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。</u></p> <p>(4) 令第44条の2第2項において準用する令第39条の2第1項第2号に規定する「相続があつた年月日」とは被相続人の死亡日をいい、令44条の2第2項において準用する令第39条の2第2項第3号に規定する「合併若しくは分割又は承認取得者に係る保税蔵置場の業務の譲渡しが予定されている年月日」とは、吸收合併契約若しくは吸收分割契約又は業務の譲渡に係る契約に関する書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。</p> <p>(5) 合併等に係る承継の承認の申請は、上記(4)に規定する効力発生日又は登記（成立）予定日以前に行わせるものとし、当該申請の申請者は、以下のとおりとする。</p> <p>イ 合併の場合には、合併しようとする法人の連名</p> <p>ロ 分割の場合には、分割しようとする法人と、分割後当該承認の承継を受けようとする既存の法人がある場合には当該既存の法人の連名</p> <p>ハ 承認取得者に係る保税蔵置場の業務の譲渡しの場合には、当該業務を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者の連名</p> <p>(6) 上記(5)に規定する申請については、上記(3)に規定する合併等が確実であると認められる書類により、これらの者の間の関係が明らかである場合には、当該合併等に係る一の者の名をもって申請を行わせて差し支えない。</p> <p>(7) 特定保税承認者が、会社法第2条第26号に規定する組織変更を行う場合には、法第55条で準用する法第48条の2に規定する許可の承継によらず、前記50—6に規定する承認内容の変更手続によることに留意すること。</p> <p>(8) 承継の承認申請について承認するときは、「特例輸入者等承認・認定の承継の承認書」(C-9070)を、承認しないときは、「特例輸入者等承認・認定の承継の不承認書」(C-9080)を交付することにより行う。</p>	<p>新旧対照表</p> <p>（承認の公告）</p> <p>63の3—1 法第63条の3第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税関のホームページに掲載するものとする。なお、全国の<u>特定保税運送者</u>の一覧については、関税局において各税関のホームページに掲載することとしているので留意する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 承認を受けた者の<u>氏名又は名称及び住所</u> (2) (省略)</p> <p>（特定保税運送者の承認の取消し）</p> <p>63の8—1 法第63条の8の規定に基づき特定保税運送者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) <u>法第63条の4</u>第1号イからトまでに該当することとなった場合は、遅滞なく承認を取り消す手続を開始するものとする。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p><u>（承継の承認申請手続等）</u></p> <p><u>63の8の2—1 法第63条の8の2において準用する法第48条の2第1項から第5項までの規定に基づく特定保税運送者の承認を承継する場合の承認申請手続の取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) <u>特定保税運送者の承継の承認申請</u>（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者等の承認・認定の承継の承認申請書」（C—9060）（以下この項において「承継の承認申請書」という。）<u>2通</u>（原本、申請者用）を担当税關の担当部門に提出することにより行わせるものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承継の承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その承継の承認申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p><u>なお、特定保税運送者間の合併若しくは分割又は特定保税運送者に係る法第63条の2第1項に規定する特定保税運送に関する業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合で、各々の担当税關が異なる場合、承継の承認申請書を提出する担当税關は、原則として、合併等の後における主たる特定保税運送業務を行う予定の事業所の所在地を管轄する担当税關とする。</u></p> <p>(2) <u>承継の承認申請書の添付書類について</u>は、前記63の2—1(1)の規定並びに同項(2)のイから三及びチの規定に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の(2)チ中「輸入業務に携わる担当者（特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）2(1)②に規定する担当者をいう。）」とあるのは「特定保税運送等の業務に携わる担当者（規則第7条の3第3号に規定する担当者をいう。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) <u>法第63条の8の2において準用する法第48条の2第1項に規定する特定保税運送者に係る相続の場合には、地位の承継を証する書類（例え</u></p>	<p>(1) 承認を受けた者の<u>住所及び氏名又は名称</u> (2) (同左)</p> <p>（特定保税運送者の承認の取消し）</p> <p>63の8—1 法第63条の8の規定に基づき特定保税運送者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) <u>法第63条の4</u>第1号イからトまでに該当することとなった場合は、遅滞なく承認を取り消す手続を開始するものとする。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p><u>（新規）</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面)、同条第4項に規定する合併等の場合には、合併等が確実であると認められる書類(例えば、業務の譲渡に係る契約(会社法第467条)、吸収合併契約(会社法第749条第1項)、新設合併契約(会社法第753条第1項)、吸収分割契約(会社法第758条)、新設分割計画(会社法第763条)に係る書面の写し。)を提出させるものとする。</p> <p>また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は特定保税運送者に係る法第63条の2第1項に規定する特定保税運送に関する業務を譲り受ける法人(登記内容に変更が生じた場合に限る。)にあっては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。</p> <p>(4) 令第55条の8の2第2項において準用する令第39条の2第1項第2号に規定する「相続があつた年月日」とは被相続人の死亡日をいい、令第55条の8の2第2項において準用する令第39条の2第2項第3号に規定する「合併若しくは分割又は特定保税運送者に係る法第63条の2第1項に規定する特定保税運送に関する業務の譲渡しが予定されている年月日」とは、吸収合併契約若しくは吸収分割契約又は業務の譲渡に係る契約に関する書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記(成立)予定日をいう。</p> <p>(5) 合併等に係る承継の承認の申請は、上記(4)に規定する効力発生日又は登記(成立)予定日以前に行わせるものとし、当該申請の申請者は、以下のとおりとする。</p> <p>イ 合併の場合には、合併しようとする法人の連名</p> <p>ロ 分割の場合には、分割しようとする法人と、分割後当該承認の承継を受けようとする既存の法人がある場合には当該既存の法人の連名</p> <p>ハ 特定保税運送者に係る法第63条の2第1項に規定する特定保税運送に関する業務の譲渡しの場合には、当該業務を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者の連名</p> <p>(6) 上記(5)に規定する申請については、上記(3)に規定する合併等が確実であると認められる書類により、これらの者の間の関係が明らかである場合には、当該合併等に係る一の者の名をもって申請を行わせて差し支えない。</p> <p>(7) 特定保税運送者が、会社法第2条第26号に規定する組織変更を行う場合には、法第63条の8の2で準用する法第48条の2に規定する許可の承継によらず、前記63の2-4に規定する承認内容の変更手続によることに留意すること。</p> <p>(8) 承継の承認申請について承認するときは、「特例輸入者等承認・認定</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の承継の承認書」(C-9070)を、承認しないときは、「特例輸入者等承認・認定の承継の不承認書」(C-9080)を交付することにより行う。</p> <p>(承継の承認の公告)</p> <p>63の8の2—2 法第63条の8の2において準用する法第48条の2第6項の規定に基づく承継を承認した際の公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税関のホームページに掲載するものとする。</p> <p>(1) 承継を受けた者の氏名又は名称及び住所 (2) 承継前に承認を受けていた者の氏名又は名称及び住所 (3) 承継の承認を受けた者が認定通関業者である場合にはその旨、それ以外の者である場合には、令第55条の2各号のうち、該当する号(同条第4号に該当する者にあっては、同号イからホまでの別を含む。)</p>	
<p>第6章 通 関</p> <p>第1節の2 輸出申告の特例</p> <p>(承継の承認申請手続等)</p> <p>67の12—1 法第67条の12において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく特定輸出者の承認を承継する場合の承認の申請については、前記7の13—1に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項(2)中「前記7の2—5(1)に規定する書類及び7の2—5(2)本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類」とあるのは「前記67の3—4(1)に規定する書類及び67の3—4(2)本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類」と、同項(7)中「前記7の2—8に規定する承認内容の変更手続」とあるのは「前記67の3—5に規定する承認内容の変更手続」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(承継の承認申請手続等)</p> <p>67の18—1 法第67条の18において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく認定製造者の認定を承継する場合の承認の申請については、前記7の13—1に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項(2)中「前記7の2—5(1)に規定する書類」とあるのは「前記67の13—1(2)のイに規定する書類」と、「7の2—5(2)本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類」とあるのは「会社概要</p>	<p>(新規)</p> <p>第6章 通 関</p> <p>第1節の2 輸出申告の特例</p> <p>(承継の承認申請手続等)</p> <p>67の12—1 法第67条の12において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく特定輸出者の承認を承継する場合の承認の申請については、前記7の13—1に準じて取り扱うこととして差し支えない。</p> <p>(承継の承認申請手続等)</p> <p>67の18—1 法第67条の18において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく認定製造者の認定を承継する場合の承認の申請については、前記7の13—1に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において同項(2)中「前記7の2—5(2)本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類」とあるのは「会社概要(資本金を含む。)、社内の組織その他参考となるべき事項(税関様式関係通達II記載要領及び</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(資本金を含む。)、社内の組織その他参考となるべき事項（税関様式関係通達Ⅱ記載要領及び留意事項の特例輸入者等承認・認定申請書（C-9000）の「その他参考となるべき事項」欄に記載する事項であって、(5)に掲げる事項をいう。）を明らかにする書類」と、<u>同項(7)中「前記7の2-8に規定する承認内容の変更手続」とあるのは「前記67の13-4に規定する認定内容の変更手続」と、それぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>留意事項の特例輸入者等承認・認定申請書（C-9000）の「その他参考となるべき事項」欄に記載する事項であって、(5)に掲げる事項をいう。）を明らかにする書類」と読み替えるものとする。</p>
<p>第3節 一般輸入通関</p> <p>（協定税率を適用する場合の原産地の認定基準）</p> <p>68-3-5 協定税率を適用する場合における輸入物品の原産地の認定については、令第4条の2第4項、規則<u>第1条の6</u>及び規則<u>第1条の7</u>によるものとするが、これらの規定による用語の意義等については次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 物品の生産が二国以上にわたる場合は、令第4条の2第4項第2号及び規則<u>第1条の7</u>の規定を適用して原産地を決定するが、この場合、実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為を行った最後の国を原産地とするものとする。</p> <p>(3) 規則<u>第1条の6</u>第6号から第8号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、当該一の国又は地域の旗を掲げて航行する船舶とする。</p> <p>(4) 規則<u>第1条の7</u>に規定する「税関長が指定する加工又は製造」とは、次に掲げる製造とするものとする。</p> <p>(イ)～(ヲ) (省略)</p> <p>(5) 自国産以外の2種類以上の原料又は材料(以下「原材料」という。)を使用した製造において、当該原材料の中に当該製造後の物品に特性を与える重要な構成要素となるものとそうでないものとがある場合において、重要な構成要素となる原材料からみて、当該製造が規則<u>第1条の7</u>に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）に該当するときは、当該製造は規則<u>第1条の7</u>に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）とみなすものとする。</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用に</p>	<p>第3節 一般輸入通關</p> <p>（協定税率を適用する場合の原産地の認定基準）</p> <p>68-3-5 協定税率を適用する場合における輸入物品の原産地の認定については、令第4条の2第4項、規則<u>第1条の5</u>及び規則<u>第1条の6</u>によるものとするが、これらの規定による用語の意義等については次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 物品の生産が二国以上にわたる場合は、令第4条の2第4項第2号及び規則<u>第1条の6</u>の規定を適用して原産地を決定するが、この場合、実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為を行った最後の国を原産地とするものとする。</p> <p>(3) 規則<u>第1条の5</u>第6号から第8号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、当該一の国又は地域の旗を掲げて航行する船舶とする。</p> <p>(4) 規則<u>第1条の6</u>に規定する「税関長が指定する加工又は製造」とは、次に掲げる製造とするものとする。</p> <p>(イ)～(ヲ) (同左)</p> <p>(5) 自国産以外の2種類以上の原料又は材料(以下「原材料」という。)を使用した製造において、当該原材料の中に当該製造後の物品に特性を与える重要な構成要素となるものとそうでないものとがある場合において、重要な構成要素となる原材料からみて、当該製造が規則<u>第1条の6</u>に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）に該当するときは、当該製造は規則<u>第1条の6</u>に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）とみなすものとする。</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用に</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
については、次による。 (1)～(4) (省略) 別表第1			については、次による。 (1)～(4) (同左) 別表第1		
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸入制限、 禁止関係 (イ)～(ワ) (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸入制限、 禁止関係 (イ)～(ワ) (同左)	(同左)	(同左)
(カ) 主要食糧 の需給及び価 格安定に関する 法律（平成 6年法律第113 号）	第30条((米穀等の 輸入を目的とする 買入れ及び当該米 穀の売渡し)) 第31条((輸入に係 る米穀等の特別な 方式による買入れ 及び売渡し)) 第34条((米穀等の 輸入)) 第42条((麦等の輸 入を目的とする買 入れ及び売渡し)) 第45条((麦等の輸 入)) 主要食糧の需給及 び価格安定に関す る法律施行令第8条 ((納付金の納付手	(1) 第34条の規定により納付 金を納付して米穀等を輸入す る場合には、納入告知書番号 を記載した「米穀等輸入納付 金納付申出書」の写し、及び 「領収証書」 <u>なお、「米穀等輸入納付 金納付申出書」が地方農政局、 北海道農政事務所及び内閣府 沖縄総合事務局（以下「地方 農政局等」という。）により 電子署名された電磁的記録で ある場合は、当該電磁的記録 及び「領収証書」の写し</u> また、変更申出があつた場 合には、「米穀等輸入納付金 の納付に係る変更申出書」の 写し、納入告知書番号を記載 した「米穀等輸入納付金決定 通知書」及び「領収証書」	(カ) 主要食糧 の需給及び価 格安定に関する 法律（平成 6年法律第 113号）	第30条((米穀等の 輸入を目的とする 買入れ及び当該米 穀の売渡し)) 第31条((輸入に係 る米穀等の特別な 方式による買入れ 及び売渡し)) 第34条((米穀等の 輸入)) 第42条((麦等の輸 入を目的とする買 入れ及び売渡し)) 第45条((麦等の輸 入)) 主要食糧の需給及 び価格安定に関す る法律施行令第8条 ((納付金の納付手	(1) 第34条の規定により納付 金を納付して米穀等を輸入す る場合には、納入告知書番号 を記載した「米穀等輸入納付 金納付申出書」の写し、及び 「領収証書」 また、変更申出があつた場 合には、「米穀等輸入納付金 の納付に係る変更申出書」の 写し、納入告知書番号を記載 した「米穀等輸入納付金決定 通知書」及び「領収証書」

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>続))</p> <p>通知書」及び「領収証書」 <u>なお、「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書」及び「米穀等輸入納付金決定通知書」が地方農政局等により電子署名された電磁的記録である場合は、当該電磁的記録及び「領収証書」の写し</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(6) 第 45 条の規定により納付金を納付して麦等を輸入する場合には、納入告知書番号を記載した「麦等輸入納付金納付申出書」の写し及び「領収証書」 ただし、暫定法第 8 条の 2 第 3 項に規定する特別特恵受益国を原産地とする麦等を輸入する場合には、その旨を記載した「麦等輸入納付金納付申出書」の写し（「領収証書」の発行はない） <u>なお、「麦等輸入納付金納付申出書」が地方農政局等により電子署名された電磁的記録である場合は、当該電磁的記録及び「領収証書」の写し</u> また、変更申出があった場合には、「麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書」の写し、納入告知書番号を記載した「麦等輸入納付金決定通知書」及び「領収証書」</p>		<p>続))</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(6) 第 45 条の規定により納付金を納付して麦等を輸入する場合には、納入告知書番号を記載した「麦等輸入納付金納付申出書」の写し及び「領収証書」 ただし、暫定法第 8 条の 2 第 3 項に規定する特別特恵受益国を原産地とする麦等を輸入する場合には、その旨を記載した「麦等輸入納付金納付申出書」の写し（「領収証書」の発行はない） また、変更申出があった場合には、「麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書」の写し、納入告知書番号を記載した「麦等輸入納付金決定通知書」及び「領収証書」</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前		
(ヨ)～(ヲ) (省略)	(省略)	書」及び「領収証書」 <u>なお、「麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書」及び「麦等輸入納付金決定通知書」が地方農政局等により電子署名された電磁的記録である場合は、当該電磁的記録及び「領収証書」の写し</u>	(ヨ)～(ヲ) (同左)	(ヨ)～(ヲ) (同左)
(ツ) 石油の備蓄の確保等に関する法律 (昭和50年法律第96号)	<u>第16条</u> ((登録))	第15条第2項の規定により経済産業大臣が交付する「石油輸入業者登録通知書」の写し	(ツ) 石油の備蓄の確保等に関する法律 (昭和50年法律第96号)	<u>第13条</u> ((登録))
(ヌ)～(ム) (省略)	(省略)	(省略)	(ヌ)～(ム) (同左)	(ヌ)～(ム) (同左)

(原産地の虚偽表示等に関する用語の意義)

71—3—1 法第71条にいう「原産地」、「直接若しくは間接に」、「偽った表示」及び「誤認を生じさせる表示」の意義は、それぞれ次による。

(1) 「原産地」とは、一般的には貨物が実際に生産又は製造された国又は地域（以下この項において「国等」という。）をいい、原則として令第4条の2第4項の規定を準用する。ただし、香港及びマカオの製品について原産地を中華人民共和国との表示を行った場合であっても虚偽表示として扱わないものとする。

この場合において規則第1条の7に規定する「単なる部分品の組立て」とは、簡単な締付具（例えば、ねじ、ボルト、ナット等）、鉄接、溶接等の簡単な組立て操作により、当該完成品の部分品を組み立てることをいう。ただし、当該貨物の品質、性能に重大な影響を伴うような組立てを除く（例えば、卓上型電子計算機、時計の部分品セットの組立て等

(原産地の虚偽表示等に関する用語の意義)

71—3—1 法第71条にいう「原産地」、「直接若しくは間接に」、「偽った表示」及び「誤認を生じさせる表示」の意義は、それぞれ次による。

(1) 「原産地」とは、一般的には貨物が実際に生産又は製造された国又は地域（以下この項において「国等」という。）をいい、原則として令第4条の2第4項の規定を準用する。ただし、香港及びマカオの製品について原産地を中華人民共和国との表示を行った場合であっても虚偽表示として扱わないものとする。

この場合において規則第1条の6に規定する「単なる部分品の組立て」とは、簡単な締付具（例えば、ねじ、ボルト、ナット等）、鉄接、溶接等の簡単な組立て操作により、当該完成品の部分品を組み立てることをいう。ただし、当該貨物の品質、性能に重大な影響を伴うような組立てを除く（例えば、卓上型電子計算機、時計の部分品セットの組立て等

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は「単なる部分品の組立て」とは認めない。この場合において、真正な原産地を表わす表示は、「○○（国等の名称）で組み立てられたものである」旨（例えば、「assembled in ○○」）と表示するものとし、当該貨物に本邦のものと認められる会社の名称、商標等が表示されているときは、日本文字により表示（例えば、「組立○○」）させるものとする。）。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>は「単なる部分品の組立て」とは認めない。この場合において、真正な原産地を表わす表示は、「○○（国等の名称）で組み立てられたものである」旨（例えば、「assembled in ○○」）と表示するものとし、当該貨物に本邦のものと認められる会社の名称、商標等が表示されているときは、日本文字により表示（例えば、「組立○○」）させるものとする。）。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p>
<p>第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（知的財産調査官等の事務）</p> <p>69の2—5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官（署所に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。）にあっては、<u>口からルまで</u>の事務に限る。） イ～ヲ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 知的財産担当官 税関長は、監視部（沖縄地区税関にあっては本関監視担当）及び侵害物品の輸出が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)の<u>口からルまで</u>の事務を処理させる。</p>	<p>第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（知的財産調査官等の事務）</p> <p>69の2—5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官（署所に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。）にあっては、<u>口からルまで</u>の事務に限る。） イ～ヲ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 知的財産担当官 税関長は、監視部（沖縄地区税関にあっては本関監視担当）及び侵害物品の輸出が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)の<u>口からルまで</u>の事務を処理させる。</p>
<p>（輸出者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69の3—2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理 イ 保税地域における廃棄又は滅却 疑義貨物が一般輸出貨物又は旅具通関扱貨物であって、輸出者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、輸出されないこととなる理由を記載した「輸出取りやめ届出書」(C-5619)を提出させたうえで、<u>税関職員の立会いの下で当該疑義貨物の廃棄又は滅却を行い</u>、処理が行われたことを確認のうえ、認定手続を取りやめるものとする。なお、法第34条に規定する手続又は法第45条に規定する手続は不要であるので留意する。</p>	<p>（輸出者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69の3—2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理 イ 保税地域における廃棄又は滅却 疑義貨物が一般輸出貨物又は旅具通関扱貨物であって、輸出者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、輸出されないこととなる理由を記載した「輸出取りやめ届出書」(C-5619)を提出させたうえで、<u>当該処理を認め</u>、処理が行われたことを確認のうえ、認定手続を取りやめるものとする。なお、法第34条に規定する手続又は法第45条に規定する手続は不要であるので留意する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
定する手続は不要であるので留意する。 ロ～ホ (省略)	
(3) 侵害物品に係る自発的処理 イ 保税地域における廃棄又は減却 侵害物品が一般輸出貨物又は旅具通関扱貨物であって、輸出者が保税地域における廃棄又は減却を行うことを申し出た場合は、廃棄 <u>又は</u> 減却を行う旨の書面を提出させるとともに、輸出申告の撤回をさせたうえで、 <u>税関職員の立会いの下で</u> 当該侵害物品の廃棄 <u>又は</u> 減却を行うものとする。なお、法第34条に規定する手続又は法第45条に規定する手続は不要であるので留意する。	ロ～ホ (同左) (3) 侵害物品に係る自発的処理 イ 保税地域における廃棄又は減却 侵害物品が一般輸出貨物又は旅具通関扱貨物であって、輸出者が保税地域における廃棄又は減却を行うことを申し出た場合は、廃棄を行う旨の書面を提出させるとともに、輸出申告の撤回をさせたうえで、当該侵害物品の廃棄 <u>を認める</u> ものとする。なお、法第34条に規定する手続又は法第45条に規定する手続は不要であるので留意する。
ロ～ホ (省略) (4)～(6) (省略)	ロ～ホ (同左) (4)～(6) (同左)
(輸出（積戻し）差止申立書の添付資料) 69の4—3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。 (1) (省略) (2) 侵害の事実を疎明するための資料 輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの (注1) 及び (注2) (省略) イ 特許権又は実用新案権 (イ) (省略) (ロ) 実用新案権については、次の資料の添付を求めるものとする。 ①及び② (省略) ロ～ホ (省略) (3)～(5) (省略)	(輸出（積戻し）差止申立書の添付資料) 69の4—3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。 (1) (同左) (2) 侵害の事実を疎明するための資料 輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの (注1) 及び (注2) (同左) イ 特許権又は実用新案権 (イ) (同左) (ロ) <u>平成6年1月1日以降に出願し登録された</u> 実用新案権については、次の資料の添付を求めるものとする。 ①及び② (同左) ロ～ホ (同左) (3)～(5) (同左)
第8節 知的財産侵害物品（輸入） (知的財産調査官等の事務) 69の11—5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。 (1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官にあっては、 <u>ハからワまで</u> の事務に限る。）	第8節 知的財産侵害物品（輸入） (知的財産調査官等の事務) 69の11—5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。 (1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官にあっては、 <u>ハからチまで及びヌからワまでの</u> 事務に限る。）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ～カ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 知的財産担当官 税関長は、監視部（沖縄地区税関にあっては本関監視担当）及び侵害物品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)の<u>ハからワまで</u>の事務を処理させる。</p> <p>（輸入差止申立書の添付資料）</p> <p>69 の 13—3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料 輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの (注1) 及び (注2) (省略)</p> <p>イ 特許権又は実用新案権 (イ) (省略) (ロ) 実用新案権については、次の資料の添付を求めるものとする。</p> <p>①及び② (省略) (ハ) (省略) ロ～ヘ (省略) (3)～(5) (省略)</p>	<p>イ～カ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 知的財産担当官 税関長は、監視部（沖縄地区税関にあっては本関監視担当）及び侵害物品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)の<u>ハからチまで及びヌからワまで</u>の事務を処理させる。</p> <p>（輸入差止申立書の添付資料）</p> <p>69 の 13—3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料 輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの (注1) 及び (注2) (同左)</p> <p>イ 特許権又は実用新案権 (イ) (同左) (ロ) <u>平成6年1月1日以降に出願し登録された</u>実用新案権については、次の資料の添付を求めるものとする。 ①及び② (同左) (ハ) (同左) ロ～ヘ (同左) (3)～(5) (同左)</p>
第 6 章の 2 認定通関業者	第 6 章の 2 認定通関業者
<p>（認定の承継の承認申請手続等）</p> <p>79 の 6—1 <u>法第79条の6において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく認定通関業者の認定を承継する場合の承認の申請については、前記7の13—1に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項(2)中「前記7の2—5(1)に規定する書類及び7の2—5(2)本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類」とあるのは「前記79—1(1)に規定する書類及び規則第9条の6に規定する事項を明らかにする書類」と、同項(7)中「前記7の2—8に規定する承認内容の変</u></p>	<p><u>（新規）</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>更手続</u>とあるのは「前記79—4に規定する認定内容の変更手続」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	
<p>(認定の承継の承認に係る公告)</p>	
<p>79の6—2 法第79条の6において準用する法第48条の2第6項の規定に基づく認定通関業者の認定の承継の承認に係る公告は、次の内容につき行うものとする。</p>	
<p>(1) 承継を受ける者の氏名又は名称及び住所 (2) 承継前に認定を受けていた者の氏名又は名称及び住所 (3) 承継される年月日</p>	<p>(新規)</p>
<p>第9章 雜 則</p>	
<p>(承認申請手続等)</p>	
<p>94—2 前記7の9—2、7の9—3、7の9—4の(1)及び(2)、7の9—5、7の9—6の(1)及び(2)、7の9—7並びに7の9—8の規定は、法第94条第1項に規定する者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存について準用する。この場合において、7の9—2中「法第7条の9第2項」とあるのは「法第94条第3項」と、「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「7の9—4」とあるのは「94—2において準用する7の9—4」と、「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、「<u>第1条の4</u>」とあるのは「第10条」と、「新たに特例輸入者となった者については」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を業として輸入しようとする者については」と、「7の9—8」とあるのは「94—2において準用する7の9—8」と、「特例輸入者となった日」とあるのは「最初にその輸入申告をした日」</p>	<p>第9章 雜 則</p> <p>(承認申請手続等)</p> <p>94—2 前記7の9—2、7の9—3、7の9—4の(1)及び(2)、7の9—5、7の9—6の(1)及び(2)、7の9—7並びに7の9—8の規定は、法第94条第1項に規定する者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存について準用する。この場合において、7の9—2中「法第7条の9第2項」とあるのは「法第94条第3項」と、「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「7の9—4」とあるのは「94—2において準用する7の9—4」と、「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出されることを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、「<u>第1条の3</u>」とあるのは「第10条」と、「新たに特例輸入者となった者については」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を業として輸入しようとする者については」と、「7の9—8」とあるのは「94—2において準用する7の9—8」と、「特例輸入者となった日」とあるのは「最初にその輸入申告をした日」</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>と、7の9—3中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、取りやめの届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書を送付する」と、7の9—4中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書の写しを送付する」と、7の9—5中「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、7の9—6中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、7の9—7中「7の9—2」とあるのは「94—2において準用する7の9—2」と、7の9—8（見出しを含む。）中「新たに特例輸入者となった者」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となった日までに」とあるのは「最初にその輸入申告をする日までに」と、「特例輸入者となった日以後」とあるのは「最初にその輸入申告をした日以後」と読み替えるものとする。</p>	<p>と、7の9—3中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、取りやめの届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書を送付する」と、7の9—4中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書の写しを送付する」と、7の9—5中「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、7の9—6中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、7の9—7中「7の9—2」とあるのは「94—2において準用する7の9—2」と、7の9—8（見出しを含む。）中「新たに特例輸入者となった者」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となった日までに」とあるのは「最初にその輸入申告をする日までに」と、「特例輸入者となった日以後」とあるのは「最初にその輸入申告をした日以後」と読み替えるものとする。</p>